



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 9 0 号 令和 8 年 9 月 1 5 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 7 2	令和 8 年度砂利採取業務主任者試験を実施する件	河川政策課

【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
6	特定調達契約について一般競争入札に付する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
8 2	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数を告示する件	
8 3	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち 4 0 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
8 4	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の 3 分の 1 の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
8 5		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

徳島県告示第472号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、令和8年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和8年9月15日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 試験の日時

令和8年11月13日（金曜日）午前10時から正午まで

2 試験の場所

徳島市万代町一丁目1番地 徳島県庁8階804会議室

3 受験願書の受付期間

令和8年10月13日（火曜日）から同月28日（水曜日）まで（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項第1号及び第2号に掲げる日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月28日までの消印があるものに限り受け付ける。

4 受験願書等の請求先

徳島県県土整備部河川政策課及び各徳島県県土整備事務所（支所を含む。）

5 受験願書等の提出先

徳島市万代町一丁目1番地 徳島県県土整備部河川政策課

6 受験手続

受験願書（砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）様式第9によるもの）に写真（受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）及び返信用封筒（表面に住所及び氏名を記載し、320円に相当する額の切手を貼ったもの）を添付して提出すること。

7 受験手数料

8,100円（指定の4連納付書で支払い受領した納付済証、又はその額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

8 その他

この試験についての問合せは、徳島県県土整備部河川政策課（電話088-621-2571）へすること。

徳島県病院局告示第 6 号

徳島県病院局財務規程（平成17年徳島県病院局管理規程第 9 号）第107条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 8 年徳島県規則第22号）第 1 条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月15日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

1 入札に付する事項

(1) 購入物品等の名称及び数量

県立 3 病院インターネット系ネットワーク機器 一式

(2) 購入する物品の規格、機能、特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 9 年 3 月31日

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、(1)から(4)までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和 56年徳島県告示第26号）第 4 条第 1 項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

(3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目 1 番地

徳島県病院局総務課政策調整担当（電話 088-621-3290）

4 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目 1 番地

徳島県病院局総務課政策調整担当（電話 088-621-3290）

5 入札に参加する者に求められる事項等

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等の必須の要求要件に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書」という。）を、県の指定する様式により、(2)のアに掲げる受領期限までに(2)のイに掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書の受領期限、提出場所及び提出方法

ア 受領期限

令和8年10月13日（火曜日）午後5時

イ 提出場所

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県病院局総務課政策調整担当

ウ 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和8年10月27日（火曜日）午前11時

イ 場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県病院局会議室

ウ 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

ア 受領期限

令和8年10月26日（月曜日）午後5時

イ 宛先

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県病院局総務課政策調整担当

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

ア 2に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「県立3病院インターネット系ネットワーク機器 一式」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

ウ 記名のない入札

エ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

オ 同一事項に対してした2通以上の入札

カ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

キ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、5によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(8) 契約書の作成の要否

要

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Nature and Quantity

A set of Internet-connected network equipment for three prefectural hospitals, 1 set

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

5:00 p.m., October 13, 2026

(3) Date of Tender

11:00 a.m., October 27, 2026

(By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., October 26, 2026)

(4) Contact point for the notice

General Affairs Division, Prefectural Hospitals Bureau
Tokushima Prefectural Government
1-1Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture
Phone:088-621-3290

徳島県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年9月15日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

11,759人

徳島県選挙管理委員会告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定による県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定による知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年9月15日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

164,657人

徳島県選挙管理委員会告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年9月15日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選 挙 区 名	数
徳 島	68,710人
鳴 門	15,134人
小松島・勝浦	11,551人
阿 南	18,963人
吉 野 川	10,605人
阿 波	9,620人
美 馬	9,443人
三 好 第 一	6,305人
名 西	8,159人
那 賀	2,015人
海 部	4,927人
板 野	26,906人
三 好 第 二	3,646人

徳島県選挙管理委員会告示第85号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年9月15日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

164,657人